

薬価基準制度について(意見)

平成23年8月24日

(社)日本医薬品卸業連合会

会長 別所芳樹

医薬品卸の機能

- 公的医療保険制度の基盤を支える社会的インフラ機能
安全・安定、正確・タイムリー、多品種少量多頻度供給
災害時、パンデミック時にも医薬品流通を死守する覚悟
- 適切な医薬品情報を伴う流通
卸販売担当者(MS)による納入医薬品の使用状況等に関する情報の提供
- 毛細血管型流通：欧米に比して多い配送先数

	人口	病院	診療所	薬局	計
日本	1.3億人	0.9万	16.3万	5.1万	22.3万
米国	3.0億人	0.6万	—	6.5万	7.0万
ドイツ	0.8億人	0.2万	—	2.2万	2.4万

資料) 日本: 厚労省「医療施設調査」「衛生行政業務報告」 米国、ドイツ: 医療経済研究機構

医薬品卸のスタンス

- 薬価基準制度の適正運営に協力

医薬品流通の中核を担う立場から可能な限り協力する方針
→流通改善懇談会の緊急提言(H19.9)の実現に努力

- 流通改善懇談会・緊急提言（流通改革）

①総価取引の是正 →価値に見合った市場価格(⇒薬価)の形成

②未妥結仮納入の解消 →薬価調査対象の把握漏れ改善

③川上取引の合理化→川下価格交渉の環境整備

(一次売差マイナスと割戻し・アローアンスの拡大を是正→卸の価格形成能力の向上)

④国の役割の確認 →公的医療保険制度の適切運営
＝医薬品流通の一層の適正化

新薬価制度について

- 新薬価制度(新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度)については、その創設の趣旨(新薬の開発促進、ドラッグラグの解消)に照らし、医薬品卸としては、その意義を認め、同制度の恒久化を支持する。
- 新薬価制度と流通改革(H19 流通改善懇談会緊急提言の実現)は表裏一体の関係にあることから、新薬価制度が流通改革のより一層の推進のトリガーになることを期待する。
- 即ち、新薬価制度において、薬価調査の結果、乖離率が平均乖離率より低い新薬を価値が高い医薬品として認定し、薬価改定において優遇するのであるからには、薬価調査で判明した市場実勢価格が価値に見合った価格であることが必要である。
- このためには、市場実勢価格が 総価取引によるのではなく、単品単価取引によることが、また、薬価調査の正確性=信頼性向上の観点から、薬価調査の対象から除外される未妥結仮納入の解消が重要である。

単品単価取引の推進について

- H22年度の価格交渉にあたって、卸は、「価値に見合った市場価格」を形成するため、総価取引の是正＝単品単価取引の推進に努めた。
 - 単品単価取引推進のため、(多くの卸では)社内勉強会の実施、MS(卸の販売担当者)の意識向上、価値に見合った価格設定方法の開発等に努めた。
 - 新薬について「価値に見合った市場価格」が設定できても、ユーザーから、その他の長期収載品、GE品等の値引率を前年度よりも大きくすること等により、取引全体で前年度の値引率水準を要求されるケースが多かった(単品総価取引)。このため、長期収載品やGE品の価格が相対的に大きく低下した。
 - 結果として、「価値に見合った市場価格」についての理解が前進し、全品総価取引及び「全品総価取引除外あり」は減少したが、単品単価取引への移行は限定的で、単品総価取引が増加した(次のスライド)。
- * ユーザーは、新薬価制度で単品単価取引が重要であることについては理解しても、薬価差益が必要な経営財源となっていることから、取引全体の値引率を重視し、薬価差の前年度並みの水準へのスライドを要求するケースが多い。

総価取引状況について

複数の品目が組み合わされている取引において、総価で交渉し総価で見合うよう個々の単価を卸の判断により設定する契約（単品総価契約）又は個々の単価を薬価一律値引で設定する契約（全品総価契約）をいう。

1. 200床以上の病院					
平成21年度	取引先軒数に 占める割合	売上高に占める 割合	平成22年度	取引先軒数に 占める割合	売上高に占める 割合
(1) 単価契約	75.2%	52.0%	(1) 単価契約	76.3%	54.0%
(2) 総価契約	24.8%	48.0%	(2) 総価契約	23.7%	46.0%
内訳			内訳		
単品総価契約	16.1%	26.5%	単品総価契約	17.5%	30.1%
全品総価除外有	5.5%	13.6%	全品総価除外有	4.4%	11.6%
全品総価契約	3.2%	7.9%	全品総価契約	1.8%	4.3%

2. 調剤薬局チェーン（20店舗以上を有するもの）					
平成21年度	取引先軒数に 占める割合	売上高に占める 割合	平成22年度	取引先軒数に 占める割合	売上高に占める 割合
(1) 単価契約	14.6%	27.0%	(1) 単価契約	12.3%	29.8%
(2) 総価契約	85.4%	73.0%	(2) 総価契約	87.7%	70.2%
内訳			内訳		
単品総価契約	8.2%	11.3%	単品総価契約	37.3%	25.5%
全品総価除外有	74.6%	60.4%	全品総価除外有	48.9%	44.4%
全品総価契約	2.6%	1.3%	全品総価契約	1.5%	0.3%

資料) 日本医薬品卸業連合会加盟主要卸5社の加重平均値

課題

- 平成22年度の取引を通じ、医薬品卸としての経験から得た主要な課題は、以下のとおりである。
 - ① 単品単価取引を推進し、価値に見合った市場価格形成のためには、特に、大規模ユーザーの理解が必要である。

大規模ユーザーの中には、総価取引に応じない卸を排除し、総価値引率での価格競争を誘導したため、医薬品の銘柄間競争による価値に見合った市場価格形成ではなく、卸間競争＝銘柄内競争となった。
 - ② 経済合理性に基づく市場価格形成についての理解の深化が必要である。

中医協における「新薬価制度を理由にする値上げはない」という指摘が、単に「値上げがない」と受け取られたが、単品単価取引を行い経済合理性に基づく価格形成を図れば値上げも値下げもありうる。
 - ③ メーカーは、新薬価制度の説明を自粛したが、適切な流通のために、少なくとも自社製品については、価値に見合った市場価格形成を図る単品単価取引により購入するよう大規模ユーザーに対する説明を再開することが望まれる。

意見

- 新薬価制度の恒久化には賛成。新薬価制度と流通改革（平成19年流通改善懇談会緊急提言の実現）は表裏一体の関係にあることから、流通改革のより一層の推進が必要である。また、薬価が公定価格であるからには、医薬品取引が国民の取引であるからとして価格交渉の当事者にすべてを任せるのではなく、国においても一定の役割を果たすことが必要である。
- ◇ 薬価制度（銘柄別薬価収載）に適合する価格交渉の徹底。
 - ・ 価値に見合った市場価格の形成＝単品単価取引を採用するよう国の適切な指導・関与を強く希望。
 - ・ （単品単価取引推進の前提として）メーカーの価値に見合った仕切価の設定。
- メーカーは、新薬加算対象候補品の価値についてユーザーに説明し、当該製品の取引を単品単価取引で行うようユーザーの理解を促進すべきである。
 - * メーカー・卸の新制度についての説明ぶりについて議論があった中医協の席上で、厚労省の担当官も「新薬価制度の趣旨に照らして、メーカー・卸がユーザーに対して単品単価取引の実施を要望することはそれなりに理解できる」と発言している。
- 薬価調査の正確性＝信頼性向上のためには、未妥結仮納入の解消が重要である。公的医療保険制度の運営にも関わるものであり、改善措置について流通改善懇談会等での真剣な取り組みを要望する。